

## 「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の改訂について

令和5年度で次の3カ所についてガイドラインの改訂を行っております。

## &lt;改訂箇所1&gt;

改訂箇所	11. 自主事業等 (1) 自主事業 の適用例
改訂内容	適用例に「宿泊施設」の例の記載がなかったため、追記
改訂の経緯	指定管理料の算出にあたり、「入浴施設」と「宿泊施設」が一つの例に混在して記載されていたため、それぞれの考え方を整理し「宿泊施設」の例を追記した。 併せて、「直売施設」の例の、直売業務が自主事業に分類されていたが、設置目的の範囲内の業務に該当するため、修正することにした。

## &lt;改訂箇所2&gt;

改訂箇所	11. 自主事業等 (1) 自主事業 ⑤目的外使用許可について
改訂内容	目的外使用と自動販売機の設置について を整理
改訂の経緯	指定管理施設への自動販売機設置について、行政財産使用許可の有無がわかりづらい記載となっていたため、自主事業であることを明記し、行政財産使用許可の手続きは不要とした。

## &lt;改訂箇所3&gt;

改訂箇所	15. 指定管理料の返還を求める場合
改訂内容	指定業務が市の要求水準を満たさない、または事業計画等のおりに行われていないと認められる場合の指定管理料の返還について明記
改訂の経緯	指定管理料の返還についての説明が不足していたためガイドラインに明記した